頑張る集落たすくる隊事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、過疎化の著しい集落における日常の様々な課題を解決することにより、住民の元気で安全な暮らしを守るため、頑張る集落たすくる隊の支援を受けて自治会又は複数の自治会で組織する団体（以下「自治会等」という。）が行う事業に対して交付する頑張る集落たすくる隊事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和４９年大分市規則第５６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において「頑張る集落たすくる隊」とは、次条に規定する対象団体の近隣自治区の住民で組織する団体、企業の従業員で組織する団体その他の団体、特定非営利活動法人等であって、５名以上（第４条に規定する補助対象事業の実施において支障がないと認められる場合にあっては、３名以上）で構成するものをいう。

（補助対象団体）

第３条　補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、事業実施年度の前年度の１月末日現在においてその区域の住民に占める６５歳以上の者の割合が５０％以上である市内の自治区において結成された自治会等とする。

（補助対象事業）

第４条　　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象団体及び頑張る集落たすくる隊が共同で実施する次に掲げる事業とする。ただし、娯楽、懇親、遊興等を主な目的とする事業その他この要綱の趣旨に適合しないと認められる事業を除く。

(1)　道路等の草刈り

　(2)　対象団体の住民の共同利用に供する施設等の清掃

　(3)　その他集落において支援を必要とする作業

２　市が支給する他の助成金、報償金等を受けて事業を実施する場合は、同一の作業について、この要綱の規定による補助金を重ねて受けることができない。

（補助対象経費、補助額等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する材料費、燃料費、消耗品代その他補助対象事業に直接要する経費（人件費を除く。）とする。

２　補助金の額は、補助対象経費の額とし、１自治会当たり６万円を上限とする。

３　補助金は、予算の範囲内で交付する。

４　補助金の交付は、１自治会につき、同一会計年度において2回を限度とする。この場合において、交付をすることができる額は、同一会計年度において、第２項に規定する上限額を超えることができない。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　収支予算書

⑶　その他市長が必要と認める書類

　（交付の決定）

第７条　市長は、第６条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

　（実績報告）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　⑴　事業報告書

　⑵　収支決算書

　⑶　領収書の写し等

　⑷　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の交付）

第１０条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、補助事業の性質上必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

（関係書類の保存期間）

第１１条　補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（担当部署）

第１２条　補助金に関する事務は、支所又は出張所の所管区域については当該所管する支所又は出張所が、それ以外の区域については市民部市民協働推進課が行う。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

　（対象となる団体の特例）

２　当分の間、この要綱の施行の日の属する年以後の各年の1月末日のいずれかにおいてその区域の住民に占める６５歳以上の者の割合が５０％以上であった市内の自治区で結成された自治会等であって、第１条の趣旨に照らし頑張る集落たすくる隊の支援が特に必要であると認められるものについては、対象団体とみなしてこの要綱の規定を適用する。

　　　附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２５年５月２１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。